

平成 23(2011)年度教育実習参加申込み手続きについて

平成 23 年度に教育実習を希望する者に対し、次の要領で教育実習参加申込受付を行います。

1. 教育実習実施年度・参加資格について

(1) 実施年度

	平成 22 年度 (申込学年)	平成 23 年度 (実施学年)
前期課程	2 年 (進学内定者)	3 年
後期課程	3 年	4 年
	4 年 (本学修士進学予定者)	修士 1 年
大学院	修士 1 年	修士 2 年
	修士 2 年 (本学博士進学予定)	博士 1 年
	博士 1 年	博士 2 年
	博士 2 年	博士 3 年

(2) 参加資格

平成 22 年度に教養学部前期課程 2 年の学生の場合

平成 23 (2011) 年 4 月現在において、学部後期課程 3 年生であり、かつ、同年 3 月末までに「各教科の指導法に関する科目」の単位 (2 単位) を修得していること。

また、上記の「各教科の指導法に関する科目」に加えて、教職に関する科目 (「教育の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」、「総合演習」) のうちから 1 科目以上を修得済み、もしくは履修中であること。

実習校によっては、学部 4 年生以上を受入対象としているところがあるので注意すること。

進学後に参加申込みをし、学部 4 年生で教育実習を履修することもできる。

平成 22 年度に学部後期課程 3 年以上及び大学院学生の場合

平成 23 (2011) 年 4 月現在において、学部後期課程 4 年生または大学院の学生であり、かつ、同年 3 月末までに「各教科の指導法に関する科目」の単位 (2 単位) を修得していること。

また、上記の「各教科の指導法に関する科目」に加えて、教職に関する科目 (「教育の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」、「総合演習」) のうちから 1 科目以上を修得し、残りの科目を履修中であること。

2. 教育実習参加希望者の申込み手続きについて

(1) 提出書類配付期間・場所

期間：平成 22 年 4 月 1 日(木)～

場所：所属学部 (研究科・教育部) 事務部 教育実習担当係

(2) 申込受付期間・場所

期間：平成 22 年 9 月 6 日(月)～9 月 10 日(金) (期間厳守)

場所：所属学部 (研究科・教育部) 事務部 教育実習担当係

申込みをする際には、希望する実習校の学校長から内諾を得る必要がありますのでご注意ください。

以上